

## 新型コロナウイルス感染症に対する本学の方針について（第19-2版）

### ※これまでの方針からの主な変更点

- ・「1. 「新しい生活様式」の実践について」を更新しました。
- ・「2. 授業、期末試験等への対応について」を更新しました。
- ・「3. 学生の大学構内への立ち入りについて」を更新しました。
- ・「3-1. 学生の移動に関する感染対策」を更新しました。
- ・「4. 教員等の研究活動について」を更新しました。
- ・「5. 大学・部局等主催のイベント等について」を更新しました。

大阪市立大学では、昨年6月以降、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを極力抑える対策を講じた上で、教育・研究活動を制限しながら段階的に再開しているところですが、引き続き、感染拡大状況等に注視しながら、密閉、密集、密接の3密を避け、十分な感染拡大防止対策に努めることとします。

7月30日、政府は大阪府および首都圏（神奈川・千葉・埼玉）を「緊急事態宣言（宣言期間：8月2日から31日まで）」の追加対象とすることを決定し、発令中の東京都、沖縄県と合わせ6都府県に拡大されました。しかしながら、全国各地で新規感染者が急増し、爆発的な感染拡大に歯止めがかからない状況となっており、8月17日には兵庫県や京都府を含む7府県を対象区域に追加の上、当初の期限（8月2日から31日まで）が9月12日まで延長されました。8月27日からは対象区域が21都道府県に拡大され、9月9日には病床が逼迫している首都圏など都市部を軸に9月下旬まで延長することを決定しました。

大学でも7月下旬以降、感染者や濃厚接触者が続出しています。

学生・教職員は、それぞれの日常生活において、「1. 「新しい生活様式」の実践について」を心掛けるとともに、差別や偏見が広がらないよう注意深く行動してください。

学生又は教職員に感染者が確認された場合は、二次感染、三次感染を防ぐため、すみやかにキャンパス内での活動停止範囲を判断し、保健所の指示及び助言のもと、必要な対策を講じることとします。

また、マスクを着用し、3密を避け、適切な換気・手洗いなどの適切な感染防止対策を徹底すれば感染拡大を防ぐことができることが明らかになってきています。学生、教職員が一丸となって、このコロナ禍に屈することなく、一日も早く充実した学生生活と安心できるキャンパスライフを取り戻せるよう、適宜、本方針の見直しをおこなっていきます。

### 1. 「新しい生活様式」の実践について

学生及び教職員は、これまでに引き続き、「新しい生活様式」を実践し、感染防止に注意を払って生活してください。

#### (1) 日常生活を営む上での基本的感染対策

- ✓ 毎朝の検温

37℃以上の場合は外出せず自宅で療養し、早めに医療機関を受診してください。

- ✓ こまめに手洗い・手指消毒・うがい（別紙1参照）  
手洗いは30秒以上かけて正しい方法で行う。
- ✓ 外出時はアルコール消毒液等を携帯する。（安全衛生管理室（学生 SC1F）にアルコール消毒液を設置していますので、必要な方は携帯用ボトルを準備して取りに来てください。）  
うがいが難しい場合は、口のど殺菌スプレーや水・お茶をロブク後飲み込む。
- ✓ マスク着用、咳エチケットの徹底（別紙2参照）  
不織布マスクは飛沫の飛散や吸引を防御する効果が高いため、不織布マスクの着用を推奨します。また、マスクは鼻・口を隙間なく覆うよう正しく装着してください。  
変異株の感染力が拡大しているため、マスクを外して数分でも接触することは、会話なしであっても感染リスクとなります。特に、パーティションのない場所での横並びまたは対面での食事や、唾液が広範囲に飛散することになる歯磨きなどは、注意が必要です。
- ✓ 部屋のこまめな換気と適度な保湿
- ✓ 買い物などではキャッシュレス決済を利用する。

(2) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避

- ✓ 人との距離をできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ✓ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ✓ 大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間（9月末まで）は参加人数に関わらず宴会・飲み会・会食を厳に禁止します。（自宅、友人宅等での食事も含みます。）  
家族など、普段から日常的に行動をともにしている人との食事はこの限りではありませんが、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用は厳に禁止します。  
家族など、普段から日常的に行動をともにしている人との食事であっても感染リスクがあることを認識し、感染拡大防止策の徹底を心掛けてください。（学長メッセージ第17報「最初が肝心かなめ」（別紙4参照））
- ✓ 大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間（9月末まで）は、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で声を出して交わることになる場所への立ち入りを厳に禁止します。（例えば、カラオケ店、ライブハウスなど。）

(3) 移動に関する感染対策

- ✓ 不要不急の外出を自粛する。  
大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間（9月末まで）は、これまで以上に徹底するとともに、特に午後8時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族など普段から行動をともにしている人と少人数で、混雑している場所や時間をさけて行動すること。
- ✓ 不要不急の出張や旅行などを自粛する。  
特に、不要不急の都道府県間移動、特に緊急事態宣言措置区域との往来は、極力控えること。
- ✓ 発症したときのため、いつ誰とどこで会ったかをメモする。
- ✓ 公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用後には手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。

(4) 「大阪コロナ追跡システム」の利用

- ✓ 不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」によりメールアドレスを登録する。

(5) 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用

- ✓ 厚生労働省が提供する感染者との濃厚接触の可能性を知らせる「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」に登録する。

## 2. 授業、期末試験等への対応について

令和3年度授業は、学生と大学との、また学生同士の結びつきの確保や教育効果の観点から、感染防止対策を徹底したうえで『対面授業 (混合授業※を含む)』を基本とします。但し、一部の授業については『遠隔授業』とします。

※期間中の対面授業回数について半分以上 (14 コマの授業であれば7コマ) の授業を『混合授業』と称する。

大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間 (9月末まで) について、以下の臨時的な対応を講じます。

- ・集中講義 (9月末まで) : 原則、遠隔授業に切り替えます。

## 3. 学生の大学構内への立ち入りについて

大阪府の緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間 (9月末まで) は原則として学生の構内立入を禁止します。

ただし、以下の条件のいずれかに当てはまる場合のみ認めます。必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。また、大学構内においては、感染拡大防止策を徹底し、3密を回避して行動ください。

(1) 授業に出席する場合

(2) 卒論、修論、博論に関連する研究活動を行う場合 (下記4. に該当するものを含む)

各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えるとともに、研究室等への入退室時の「研究活動用 WEB システム (研活くん)」への入力徹底を指導するなど、学生の入構・出構等の記録を残してください。

(3) 許可された課外活動を行う場合

大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間 (9月末まで) は、原則として、対面での課外活動を禁止します。ただし、公式戦など大学が特別に許可する場合は除く。

許可された課外活動を行う場合、学生担当部長の定める遵守事項に留意してください。また、大学構内への入出校時に「課外活動用 WEB システム (部活くん)」へ入力してください。

※遵守事項を守っていないことが確認された団体は、即刻、活動停止処分とします。

(4) 学術情報総合センターを利用する場合

利用にあたってはセンター所長が定める遵守事項に留意してください。

(5) 保健管理センターを利用する場合

保健管理センターでは日中はスタッフが待機していますので、学生及び教職員が急に体調を崩したりけがをした場合などはまずは電話でご相談ください。

保健管理センター TEL : 06-6605-2108

(6) その他、大学が立ち入りが必要と認める場合

### 3-1. 学生の移動に関する感染対策

大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間 (9月末まで) は学生の旅行 (帰省は除く。) につ

## いては厳に禁止します。

帰省であっても感染拡大のリスクがあることを認識し、帰省2週間前からの感染予防対策の徹底や移動中の感染拡大防止策の徹底を心掛けるとともに、出発前又は到着地での検査を受診してください。(学長メッセージ第17報「最初が肝心かなめ」(別紙4参照))

### 4. 教員等の研究活動について

教員等(研究員、学部生・大学院生含む)の研究活動については、大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間(9月末まで)は、研究活動に関する指針における「レベル2 - 制限(中程度)」とします。

在宅やオンラインでの研究活動を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等および国内出張等(学外の調査研究等を含む)については、感染拡大防止に関する留意事項を遵守の上、必要最小限とし、部局長等に届け出ること。(特に、不要不急の都道府県をまたぐ移動は極力控えること。)海外出張については、原則禁止とします。なお、大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、大学が定める留意事項を遵守してください。また、研究室等の入退室管理や教員等の健康状態の把握のため、「研究活動用WEBシステム(研活くん)」への入力を徹底してください。

**※遵守事項を守っていないことが確認された場合は、安全な研究環境確保の観点から、研究室等の利用を一定期間停止する措置を行います。**

### 5. 大学・部局等主催のイベント等について

大阪府への緊急事態宣言の発令を受け、宣言期間(9月末まで)は、大学・部局等主催のイベント等の開催については、参加人数に関わらず、オンライン開催を推奨します。

対面での開催については、以下の感染防止対策を講じる場合のみ実施を認めます。

- ・収容定員の半分以下の参加人数とする。
- ・飲食を伴わないこと
- ・会場各所へのアルコール消毒液の設置(参加者数に応じて十分な数を設置すること)
- ・参加者全員のマスク着用、手洗いとうがいの励行
- ・人と人との距離を十分確保できること。(できるだけ2m。最低1m。)
- ・参加者名簿の作成など接触者の追跡を可能とすること。(もれなく把握すること)
- ・参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等の徹底
- ・学内で実施する場合は、参加者人数の上限は、一日あたり合計200人以下とする。

なお、学外で実施する場合は、この限りではありませんが、参加者が1,000人を超える際は、大阪府への事前相談が必要となります。

### 6. 海外渡航について

学生及び教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

- ①感染症危険レベル1の国・地域へは、注意して渡航可とします。
- ②感染症危険レベル2及びレベル3の国・地域へは「原則渡航不可」としますが、ワクチンの2回接種を所定のタイミングまでに終了している等、一定の条件を満たす場合は個別判断の上、特例許可する場合があります。
- ③感染症危険レベル4の国・地域には「渡航不可」とします。

やむを得ない事情がある場合は、必ずチェックシートに記入し各部局に提出・相談ください。特例許可を受けた場合は必ず渡航前に下記7. の対応を行う旨の誓約書を各部局まで提出の上、所定の手続きをしてください。

## 7. 海外からの帰国・入国について（私的渡航を含む）

学生及び教職員の海外からの帰国・入国については、原則として、日本政府の水際対策に基づく手順とします。加えて、以下の対応をお願いします。

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- (2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。
- (3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

## 8. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

感染症危険度レベル2以上の国等からの研究者の招へいは、原則不可とします。

ただし、国が示す国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等の方針により、一定の防疫措置等の誓約事項を満たす場合は、この限りではありません。

## 9. 教職員への感染拡大防止策について

- (1) 10. に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とします。
- (2) 業務上可能な範囲で在宅勤務や時差出勤を積極的に推奨するとともに、時間外勤務については真に必要な場合に限ってください。
- (3) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、自家用車による通勤を認めます。
- (4) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV会議などを活用してください。
- (5) 出張は必要最小限に抑えてください。

## 10. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医又は新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

- A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合
- B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
※症状が2日以上続く場合はご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

(参考) 新型コロナ受診相談センター (帰国者・接触者相談センター)

(大阪市保健所) TEL : 06-6647-0641 FAX : 06-6647-1029

(その他府内の保健所) 以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL : 06-6605-2108

## 11. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

また、家庭内感染が増加していますので、ご家族に感染が疑われる場合は別紙3にある8つのポイントに注意してください。

## 12. その他

- ・感染された方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者及びそのご家族等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・学生生活、勉強、友人、就職、感染などに対するさまざま不安・悩みなどがある場合は、学生の皆さまに寄り添って相談に乗りますので、ためらうことなく「学生なんでも相談窓口」に相談してください。

学生なんでも相談窓口について <https://www.portal.osaka-cu.ac.jp/ja/ocu/s7ummo/to70z>

### ●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>  
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等
- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口  
… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】  
FAX : 06-6944-7579

### ●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・首相官邸ホームページ  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>
- ・厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- 在中国日本大使館ホームページ

[https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

- 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- 大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

## 大阪市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための研究活動に関する指針

レベル	総合	研究活動のあり方（概要）	研究活動の留意事項（詳細）
0	制限なし	感染防止に留意しながら、通常通りの研究活動を行う事ができます。	政府の専門家会議による【「新しい生活様式」の実践例】を取り入れた研究活動とすること
1	制限 ー 小	研究活動は続行できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）が大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、下記の留意事項を遵守して行うこと</p> <p>(1) 研究室等の大学施設への入退出管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者(研究科長等)のもとに、研究実施単位(研究室等)毎に実施責任者(教員)を定め、WEBシステムにより、学生を含む施設使用者全員の入退室管理を徹底すること</li> <li>・都市研究プラザ、人工光合成研究センター、複合先端研究機構等の学内研究施設および分析センター、工作技術センター等の共用施設の利用についても上記に準じた管理を行うこと</li> <li>・本学に所属しない学外研究者・学生等が本学施設を利用する場合、利用施設の管理責任者および実施責任者において、別途、入退室管理を行うこと</li> </ul> <p>(2) 感染防止策の徹底（3密状態の回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究室活動におけるミーティング等については、短時間の打合せ等を除き、原則として遠隔で行うこと</li> <li>・人と人との距離を2m以上確保し、マスクの着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の励行すること</li> <li>・部屋の換気を十分に行い、滞在時間・滞在人数も、研究室単位でルールを定め、必要最小限に留めること（目安：1人あたり4㎡程度以上確保する（例：20㎡の部屋に5人程度まで））</li> <li>・施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常]など）を把握すること（健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと）</li> <li>・研究室において、複数による食事は避け、オープンなスペースで行うこと</li> </ul> <p>(3) 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験機器等の共用機器に関しては、使用前後で消毒を行うこと</li> <li>・大学施設の利用および継続する滞在時間は、必要最小限に留めること</li> </ul> <p>(4) 研究活動等に伴う移動等の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外出張については、当分の間、感染症危険レベル1の国・地域へは、注意して渡航可とします。感染症危険レベル2及び感染症危険レベル3の国・地域へは原則渡航不可としますが、ワクチンの2回接種を所定のタイミングまでに終了している等、一定の条件を満たす場合は個別判断の上、特例許可する場合があります。感染症危険レベル4の国・地域へは、渡航不可とします。</li> <li>・通勤・通学、出張（学外での調査研究等を含む）に伴う移動には、できるだけ公共交通機関の利用を避け、利用する場合も混雑時を避けるなど、万全の感染防止策に努めること。（公共交通機関による長距離・長時間の移動はできるだけ避けること）</li> </ul>
2	制限 ー 中	在宅やオンラインでの研究活動を優先し、大学施設の利用が不可欠な実験研究等および国内出張等（学外の調査研究等を含む）については、感染拡大防止に関する留意事項を遵守の上、必要最小限の範囲で許可する。（特に、不要不急でない都道府県をまたぐ移動は極力控えること。）海外出張については、原則禁止とする。	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）が大学施設を利用した研究活動を行うにあたっては、下記の留意事項を遵守して行うこと</p> <p>(1) 研究室等の大学施設への入退出管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理責任者(研究科長等)のもとに、研究実施単位(研究室等)毎に実施責任者(教員)を定め、WEBシステムにより、学生を含む施設使用者全員の入退室管理を徹底すること</li> <li>・研究室等における学生・教員等の入退室に関しては、研究室毎にルールを定め、可能な限り分散利用を行うこと</li> <li>・都市研究プラザ、人工光合成研究センター、複合先端研究機構等の学内研究施設および分析センター、工作技術センター等の共用施設の利用についても上記に準じた管理を行うこと</li> <li>・本学に所属しない学外研究者・学生等が本学施設を利用する場合、利用施設の管理責任者および実施責任者において、別途、入退室管理を行うこと</li> <li>・学術情報総合センターの利用については、同センターが定めるルールに従い、必要最小限の範囲で利用を認める</li> </ul> <p>(2) 感染防止策の徹底（3密状態の回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究室活動におけるミーティング等については、短時間の打合せ等を除き、原則として遠隔で行うこと</li> <li>・人と人との距離を2m以上確保し、マスクの着用、手洗い・うがい・アルコール消毒の励行すること</li> <li>・部屋の換気を十分に行い、滞在時間・滞在人数も、研究室単位でルールを定め、必要最小限に留めること（目安：1人あたり4㎡程度以上確保する（例：20㎡の部屋に5人程度まで））</li> <li>・施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常]など）を把握すること（健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと）</li> <li>・研究室において、複数による食事は避け、オープンなスペースで行うこと</li> </ul> <p>(3) 利用施設等の衛生管理と滞在時間の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験機器等の共用機器に関しては、使用前後で消毒を行うこと</li> <li>・大学施設の利用および継続する滞在時間は、必要最小限に留めること</li> </ul> <p>(4) 教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の健康状態の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の健康状態（出勤前の検温、体調観察[呼吸困難、倦怠感、味覚・嗅覚異常]など）を把握し、注意喚起に努めること（健康状態に異変がある場合は自宅待機とし、来学後に異変がある場合は、責任者に連絡をとり指示を仰ぐこと）</li> <li>・万一感染者が出た場合は、研究科長を通じて、所定の方式により、速やかに企画総務課、研究支援課に報告すること</li> </ul> <p>(5) 研究活動等に伴う移動等の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外出張は原則不可とする</li> <li>・国内出張（学外での調査研究等を含む）は必要最小限とし、部長に届け出る</li> <li>・通勤・通学、出張（学外での調査研究等を含む）に伴う移動には、できるだけ公共交通機関の利用を避け、利用する場合も混雑時を避けるなど、万全の感染防止策に努めること。（公共交通機関による長距離・長時間の移動はできるだけ避けること）</li> <li>・不要不急の都道府県をまたぐ移動は極力控えること。</li> </ul>
3	制限 ー 大	教員等（研究員、学生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りは（特別許可された例外を除き）原則禁止	<p>教員等（研究員、学部生・大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りは原則禁止</p> <p>以下の場合、感染拡大防止策を十分講じた上での活動を特別に許可</p> <p>(1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験等</p> <p>(2) 進行中の実験を終了あるいは中断するための活動</p> <p>(3) 現在進行中の実験等で、急に停止することで支障や危険が伴う実験等</p> <p>(4) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持、サーバーの維持等のための一時的立ち入り</p> <p>(5) 研究遂行に必須な書籍・資料等を学情 C や研究室で閲覧・貸出を受けるための短時間の入構</p>
4	活動停止	大学機能の最低限の維持のために、専攻長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。	

# 新型コロナウイルス等から 身を守りましょう！

くしゃみや咳などで拡散したウイルスはドアノブや電車のつり革、パソコンなど、いろんな場所に付着しています。

多くの感染症は不特定多数の人が触った場所に手が触れることで、手を媒介して目、鼻、口などの粘膜から体内に侵入すると言われています。

手に付いたウイルスを手洗いで洗い流すことは感染予防に効果があります。

## さあ、みんなで手をあらおう!!



37.5 度以上の発熱とせき・たんの症状がある場合は、保健管理センターに連絡してください。

上記症状がある人は、他の人にうつさないためにも必ずマスクを着用しましょう。

保健管理センター  
06-6605-2108

# 新型コロナウイルス等を周りの人にうつさないために・・・

せき、くしゃみが出るときは、マスクの着用をお願いします。



鼻の形にワイヤーを折り曲げましょう。



鼻から、あごまで、伸ばしましょう。

手で頻繁に触る携帯電話にも、ウイルスが付いているかも知れません。メーカーの指示に従って清潔にしましょう。



手で押さえるのはやめましょう。飛び散るウイルスも多いと思われます。

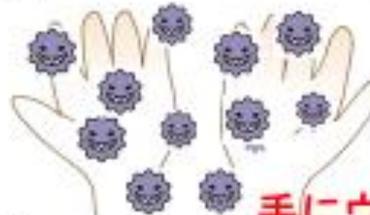


イメージです

手にウイルスがいっぱいつきます。



ティッシュで押さえたなら、できれば蓋つきのゴミ箱に捨てましょう。



マスクや、ティッシュがなければ手のひらではなく、ひじの内側で、押さえましょう。



手では、ドアのノブやその他さまざまな所を触りますがひじでは、あまり触りません。

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

## 換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。**共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家​​庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常​​の洗濯や洗​​浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗​​う必要はありません。
- ◆ **洗​​浄前​​のものを共用しないようにしてください。**
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。**その後は直ちに石鹼で手を洗​​いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

新型コロナウイルスに対する学長から学生・教職員の皆さんへのメッセージ（第17報）

令和3年4月7日

## 「最初が肝心かなめ」

学長 荒川哲男

昨日、市大としてめでたく最後の新入生を迎え、いよいよ明日から新学期が始まる。今年度は、昨年度の学びを活かし、万全の感染防止対策で教室の安全性を確保したうえで対面授業を基本とする。

しかしながら、3月下旬から大阪府の感染者数が急増。一日当たりの感染者数でついに東京都を超えてしまった。特徴は若者の比率が高いこと。ここから、感染が生命にかかわるような高齢者層での感染増加へと繋がっていくのは過去の例を見るまでもない。

**感染拡大の原因はほぼ会食だ。**本学でも、皆さんの日ごろの対策のわずかな隙について、キャンパス閉鎖になっていたかもしれない『ヒヤリハット』が、実際、数回起こっている。

クラスターが発生してしまうと、二次感染・三次感染を防ぐためにキャンパスへの立ち入りを禁止することになり、授業や研究、課外活動に大きな影響を及ぼすことになる。また、あってはならないことだが、感染者と推定された個人や団体、あるいはそれに留まらず、すべての市大生にまでバッシングが及んでしまうこともありうる。実際、他大学でそのような事例が起こっている。

新学期、安心・安全なキャンパスライフを有意義に過ごすために、昨年11月に発信したメッセージ第13報で提案した『感染拡大防止の2つのターゲット』（図1、図2）を再掲する。これを遵守し、大切な友達や家族を護ろう！

(図1)

### 4人以内での会食 注意どうする？

①大阪府「感染防止宣言ステッカー」表示店を利用する



②テーブルに着いたら手指アルコール消毒  
※ミニボトルで携帯しましょう！

③食べ物・食器は共用しない



④飲食する以外の時はマスク



⑤可能な限りパーティション



⑥2時間以内で終える



⑦カラオケ行かか？ありえへん！



⑧会食相手の連絡先を把握しておく。食後2日以内に体調不良が発生したら、病院を受診して、会食相手にも連絡



緊急事態宣言中は、  
参加人数に関わらず、宴会・飲み会・会食は禁止です。

(図2)

### 家庭での過ごし方 注意どうする？



①玄関で手指アルコール消毒・手洗い



②玄関付近か自室で着替え



③距離と換気



④食べ物・食器・タオルは共用しない



⑤しよちゅう手指アルコール消毒・手洗い



⑥可能な限りマスク



⑦可能な限りパーティション